優良技能者認定制度について

【趣　旨】

作業所での安全、品質の確保及び生産性の向上、若手技能者の育成と技術の伝承をはかるため、当社の作業所で働く協力会社の技能者の中から、特に優秀な方を優良技能者として認定し、その技能と経験に見合った手当を支給する制度。

【対象者】

１次から３次までの協力会社の社員であり、前１年間に４ヶ月以上、当社の作業所での勤務経験を持つ６５歳未満の方。

【資格要件】

次のいずれかに該当する方。

（１）登録基幹技能者

（２）１、２級技能士

（３）１、２級土木・建築・造園・管工事・電気工事施工管理技士

（４）過去５年以内に安全大会において職長表彰を受けたことがある方

（５）災害事故防止、品質の確保・向上に積極的に協力し、かつ、作業指揮等の能力がきわめて優秀な方

【選考方法】

（１）協力会社からの推薦と作業所長の同意

（２）または作業所長の推薦と協力会社の同意

（３）優良技能者認定委員会で推薦案を検討の上、社長が決定する。

【支給金額と支払方法】

（１）　優良技能者が当社の作業所に従事した日数ごとに、日額２，０００円を支払う。

（２）３か月ごとに所属会社を通じ各優良技能者へ支払う。

【選考の時期】

（１）選考の時期は毎年１回とし、原則３月に翌年度の優良技能者を認定する。

（２）優良技能者の認定期間は３年間とする。